

新計画の検討に当たって

1. 令和7年9月26日付提言書でご提案いただいた内容と新計画への反映について

(1) DV相談窓口の浸透とハラスメント対策について

●提言内容（※提言書より抜粋 以下同じ）

調査結果から、DV被害を受けても相談しなかった、しても無駄だと思ったという回答が多数みられました。相談行動の心理的、実務的ハードルを下げ、必要な人が安心して支援に繋がることができるよう、周知や体制に工夫が必要です。心のもやもや、困りごとから気軽に話すことができる相談窓口があることや、相談後はどういった支援が受けられるかを例示するなど安心して相談できることの周知等を工夫して行うよう提案します。また被害の自覚が乏しい方へ自らが置かれている状況がDVであるという気づきを促す啓発や、被害者への支援と並行してDVやハラスメントの加害行動抑止への取組みも重要です。

●新計画への反映

a. DVに関する相談窓口の周知について（資料2 P10～11、資料3 P6～7）

- ・基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

【施策の方向】1 共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

(2) 被害者に対する支援体制の充実 相談窓口の周知

【施策の方向】2 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

(1) 困難や不安を抱える人への支援 相談窓口の周知

b. DVやハラスメントに関する啓発について（資料2 P10、資料3 P5）

- ・基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

【施策の方向】1 共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

(1) 配偶者等の暴力やハラスメント防止に向けた啓発と情報提供

(2) 多様な性のあり方を尊重する社会の実現について

●提言内容

調査結果から、多くの人が現在性的マイノリティの方にとって暮らしにくい社会だと感じていることがわかりました。多様な性のあり方を尊重する社会、ひいては誰もが暮らしやすい社会の実現のために、男女だけではない多様な性があることを知っていくことが大切です。性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくすため、広報いしかりをはじめとしたさまざまな媒体を活用するなど、学校、地域や家庭などを対象に多角的に性的マイノリティについての周知啓発の取組みが必要です。併せて令和7年度から始まったパートナーシップ宣誓制度の周知を引き続き行い、性的マイノリティに対する理解促進を図ってください。

●新計画への反映

資料1 令和7年度第3回男女共同参画推進委員会資料

- a. 性的マイノリティに関する周知啓発について（資料2 P13、資料3 P8）
 - ・基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現
 - 【施策の方向】4 地域で自分らしく安心して暮らすことができる環境の充実
 - （2）性的マイノリティに関する理解促進
- b. パートナースhip宣誓制度に関する周知について（資料2 P12、資料3 P8）
 - ・基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現
 - 【施策の方向】4 地域で自分らしく安心して暮らすことができる環境の充実
 - （1）多様性を尊重する環境づくり

（3）計画等の表記について

●提言内容

これまで「男女共同参画社会基本法」の名称に従い、「男女」という言葉を冠した計画の策定や事業が実施されていますが、この名称を性別に関わらず誰もが暮らしやすいまちの実現を目指した施策を展開しようとするこれからの計画に相応しいものに改めることを提案します。

●新計画への反映

※協議事項2で協議する

2. 計画名について

- ・「男性」「女性」というくくりから脱却すること
- ・住民に伝わりやすいものであること（横文字を不用意に使わない、長すぎないなど）

（事務局案）

- ① 石狩市第5次共同参画・多様性推進計画
- ② 石狩市ジェンダー平等・共同参画計画
- ③ 石狩市共同参画プラン ～誰もが自分らしく生きられるまちへ～